

# 葉山町介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が始まります

## 1. 介護予防・日常生活支援総合事業とは

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする事業です。

## 2. 総合事業で変わることは

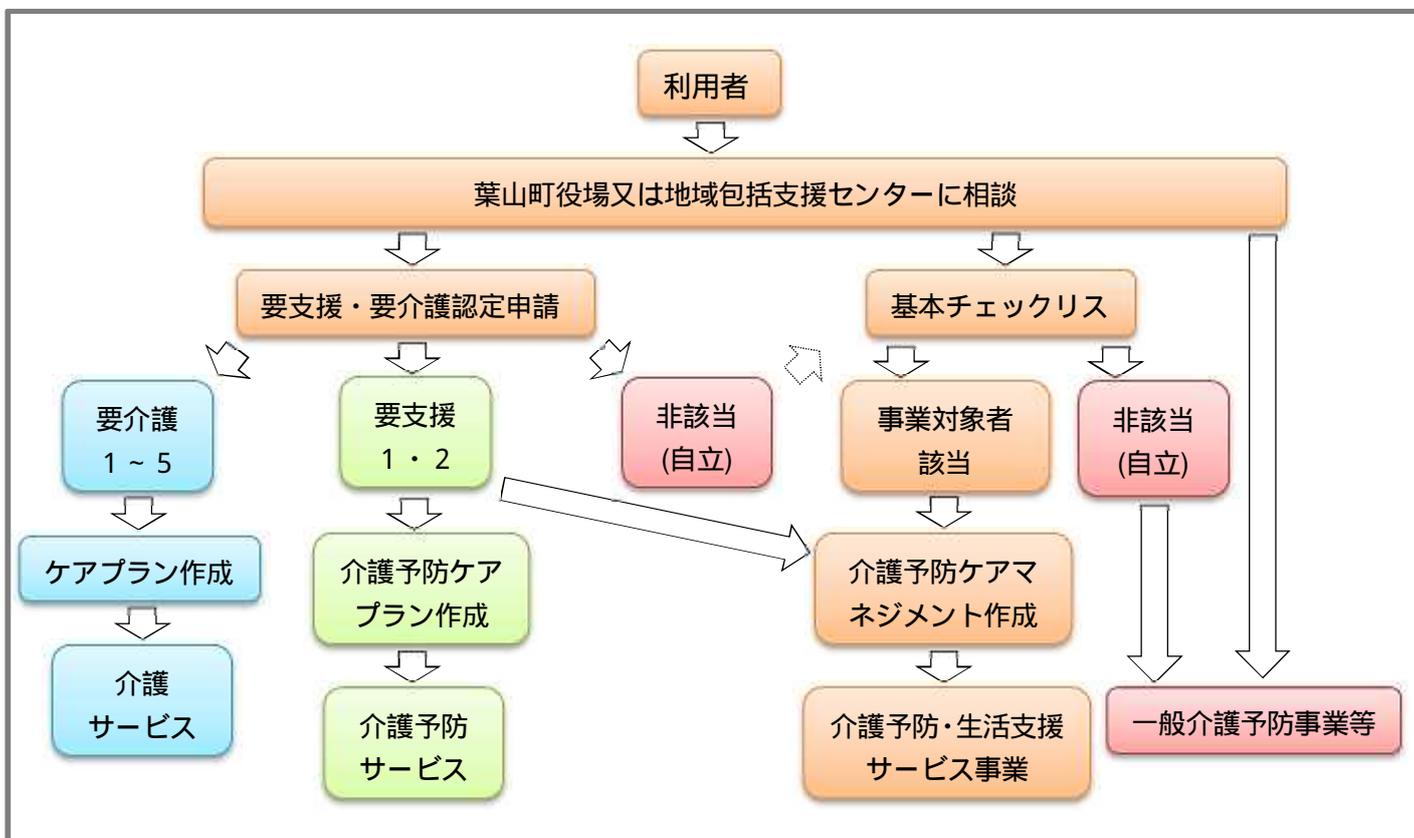
- (1) これまでの要支援・要介護認定者のほかに「事業対象者」という区分が新設されます。
- (2) 介護予防訪問介護・介護予防通所介護について、全国一律のサービスから葉山町が実施する「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」に移行します。

## 3. 事業対象者とは

これまでの要支援・要介護認定申請ではなく、「基本チェックリスト」により総合事業利用対象者として判定された者です。

## 4. 基本チェックリストとは

25項目からなる生活状況等についての簡易な質問に「はい」「いいえ」で答えていただき、その回答結果によって事業対象者に該当するかどうかを判定するものです。

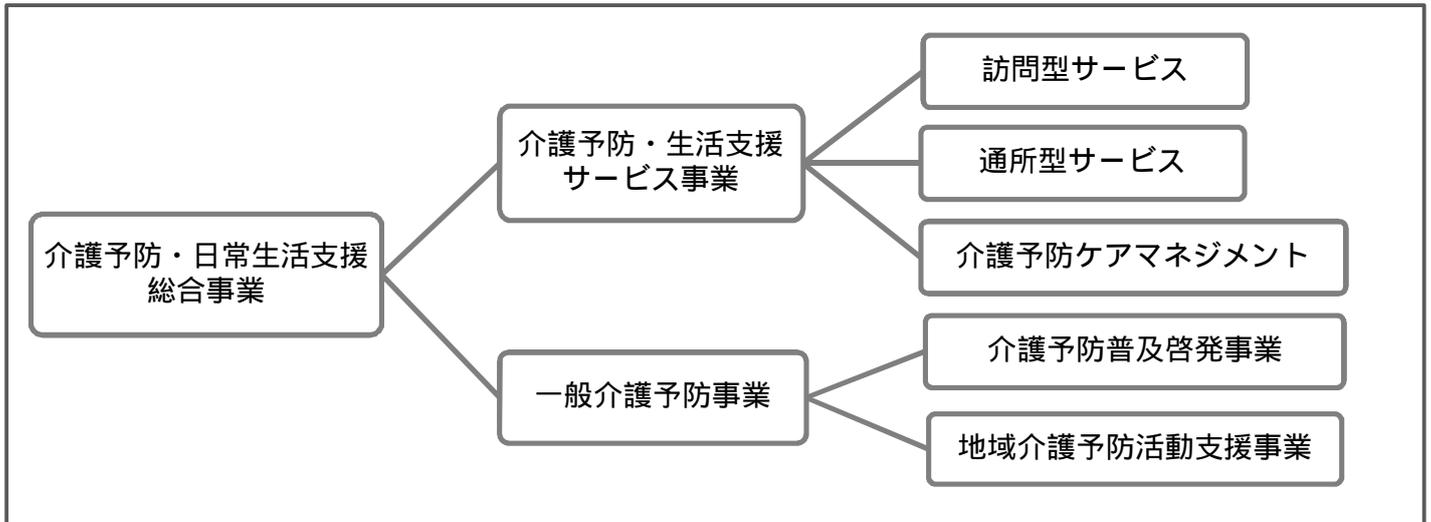


**利 点：**要支援・要介護認定申請は通常1か月程度の時間がかかりますが、基本チェックリストによる判定であることから認定より簡易・迅速に行うことができます。

**注意点：**基本チェックリストによる事業対象者は、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」のみの利用になります。他のサービス、例えば、住宅改修を利用したい、ショートステイを利用したいという場合には、要支援・要介護認定を受けていただかなければなりません。基本チェックリストの受付は、葉山町役場福祉課、地域包括支援センターのみです。居宅介護支援事業所では受付しておりません。

## 5 . 葉山町介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは

### 葉山町介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）実施体制



**これまでの介護予防訪問介護、介護予防通所介護は「現行の訪問介護相当サービス」「現行の通所介護相当サービス」としてそのまま利用できます。**

訪問型サービス、通所型サービスは、「現行相当」の他に「緩和した基準によるサービス」、「住民主体によるサービス」等のメニューがありますが、葉山町は当面の間「現行相当サービス」及び「短期集中予防サービス」のみとします。体制が整い次第、順次サービスを増やしますが、現行相当サービスを廃止することはありません。

## 6 . その他

(1) 要支援はなりません。要支援、要介護の他に「事業対象者」が新たに加わります。

(2) 介護予防訪問介護、介護予防通所介護は現行相当としてこれまでどおり利用することができます。

問合せ

福祉課 介護高齢係

電話 046 - 876 - 1111

内線 232 ~ 234